

交通事故など第三者から受けたけがや病気は、加入の健康保険へ届出しましょう！

介護保険負担割合証の更新



要支援・要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に、「介護保険負担割合証」を7月上旬に送付します。

国民健康保険税納税通知書と後期高齢者医療保険料額決定通知書納入通知書を送付します

令和3年度の国民健康保険税納税通知書は、国民健康保険の被保険者のいる世帯主に、後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書は、被保険者全員に、7月上旬から中旬までに送付します。

国民健康保険保健事業



国民健康保険に加入している方の医療費の適正化と健康増進のため、保健事業を実施します。

負担割合証には、介護サービスを利用した際の利用者負担の割合が所得などに応じて記載(1割〜3割)されています。

負担割合証の適用期間：毎年8月1日〜翌年7月31日 ※有効期限の切れた割合証は、個人情報を含むため、ご自身で破棄するか、高齢者支援課、五日市出張所の窓口に戻却してください。

た世帯は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。減免の申請を希望される場合は、相談してください。

- ▽問合せ
●国民健康保険税：保険年金課国民健康保険係
●後期高齢者医療保険料：保険年金課後期高齢者医療係

▽実施事業
●糖尿病性腎症重症化予防事業
●糖尿病性腎症が重症化して人工透析に移行するリスクが高い方に、予防するためのプログラム(面談など)を行います。

●生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業
●生活習慣病の治療を中断してしまっている方に、受診勧奨を行います。

●多受診者指導事業
●重複受診・頻回受診・重複服薬などの可能性のある方に、受診・服薬習慣や生活習慣を改善するためのプログラム(面談など)を行います。

▽問合せ
保険年金課国民健康保険係

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の差額通知を発送します

国民健康保険に加入している方に「ジェネリック医薬品差額通知書」を年3回送付していただきます。

▽対象
●新薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、100円以上の自己負担額が軽減される見込みのある方

国民健康保険高齢受給者証を更新します

「国民健康保険高齢受給者証」は70歳以上で国保に加入している方全員を対象に、7月下旬までに送付します。

「国民健康保険高齢受給者証」は、誕生月の翌月(誕生日が1日の人はその月)から使用できます。

「国民健康保険高齢受給者証」は、誕生月の翌月(誕生日が1日の人はその月)から使用できます。

負担割合が変更になる方へ後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

「後期高齢者医療被保険者証」は、75歳以上の方(一定の障がいがあると認定された65歳以上の方を含む)に使用していただくものです。

を基に計算し、7月中旬に送付する予定です。 ※薬の種類で計算の対象外となる場合もあります。

▽切り替える際の注意事項
●処方箋が必要です。必ず、医師、薬剤師に相談してください。

▽配布・問合せ
国民健康保険係

負担割合「3割」の方

市・都民税の課税所得が145万円以上の方や同一世帯に同じ健康保険に加入し、負担割合「3割」の70歳以上の方がいる方。

※同一世帯の70歳以上の方の人数と収入の合計額が次の場合は、申請することで、負担割合が国保の方は「2割」、後期高齢の方は「1割」になる場合があります。

- 1人：383万円未満
●2人以上：520万円未満

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

入院や高額な外来診療を受ける際に、窓口負担が減額される「限度額適用認定証」などの各種認定証の交付には、申請手続きが必要です。

令和3年度国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付を開始

保険料の納付が困難な方は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請をしてください。

▽現在認定証をお持ちの方
●国保に加入の方：8月以降も必要な方は、更新手続きしてください。

新規申請の方

●国保に加入の方で必要な方は手続きしてください。

●後期高齢に加入の方：認定証をお持ちで8月以降も対象の方には、7月下旬に新しい認定証を送付します。

●新規申請の方
●国保に加入の方で必要な方は手続きしてください。

●後期高齢に加入の方：該当になる方には、申請書を8月下旬までに送付します。

▽問合せ
●国民健康保険：保険年金課国民健康保険係
●後期高齢者医療制度：保険年金課後期高齢者医療係

料の未納期間は、申請日の2年1か月前まで、さかのぼって申請できます。

※承認を受けた期間の保険料は、過去10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

表 免除対象となる所得の目安

Table with 4 columns: 免除区分, 全額免除納付猶予, 一部免除 (3/4免除, 半額免除, 1/4免除), 世帯構成. Rows include 単身世帯, 2人世帯(夫婦のみ), 4人世帯(夫婦、子ども2人).

※表は標準的なモデルをもとに計算しています。 ※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もあります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の免除臨時特例申請

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などで、所得が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方には、本人申告の所得見込額で審査を行う臨時特例措置があります。

●審査対象者：申請者・世帯主・配偶者

▽保険料納付猶予制度
承認さ

▽申請・問合せ
●保険年金課年金係
●青梅年金事務所(☎0428・30・3410)